



愛 媛 県 報

発 行 愛 媛 県

平成23年 5 月20日金曜日 第2268号外 1

◇ 目 次 ◇
条 例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例..... 1

条 例

○愛媛県条例第38号

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例を次のように公布する。

平成23年 5 月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

愛媛県議会議員の議員報酬月額、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同項に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年 3 月31日限り、その効力を失う。